

# 液化石油ガス法に係る申請等の手引

平成22年4月1日

北海道経済部産業立地・エネルギー局  
資源エネルギー課

## 目 次

1	総 則 -----	1
2	販売事業	
2 - 0	事務処理のフローチャート -----	4
2 - 1	販売事業登録申請 -----	5
2 - 2	登録簿謄本交付、閲覧請求 -----	9
2 - 3	販売所等変更届 -----	10
2 - 4	販売事業承継届 -----	12
2 - 5	業務主任者等選任(解任)届 -----	14
2 - 6	販売事業廃止届 -----	15
3	保安機関	
3 - 0	事務処理のフローチャート -----	16
3 - 1	保安機関認定申請 -----	17
3 - 2	一般消費者等の数の増加認可申請 -----	21
3 - 3	一般消費者等の数の減少届 -----	22
3 - 4	保安機関変更届 -----	23
3 - 5	保安機関承継届 -----	24
3 - 6	保安業務廃止届 -----	26
3 - 7	保安業務規程認可申請 -----	27
3 - 8	保安業務規程変更認可申請 -----	28
3 - 9	保安機関認定更新申請 -----	29
4	認定販売事業者	
4 - 1	販売事業者認定申請 -----	31
5	貯蔵施設等	
5 - 0	事務処理のフローチャート -----	32
5 - 1	貯蔵施設等設置許可申請 -----	33
5 - 2	貯蔵施設等変更許可申請 -----	35
5 - 3	貯蔵施設等変更届 -----	36
5 - 4	貯蔵施設等完成検査申請 -----	37
6	充てん設備	
6 - 0	事務処理のフローチャート -----	38
6 - 1	充てん設備許可申請 -----	39
6 - 2	充てん設備変更許可申請 -----	40
6 - 3	充てん設備変更届 -----	41
6 - 4	充てん設備完成検査申請 -----	42
6 - 5	充てん設備保安検査申請 -----	43
7	設備工事	
7 - 1	液化石油ガス設備工事届 -----	44
7 - 2	特定液化石油ガス設備工事事業開始届 -----	45
7 - 3	特定液化石油ガス設備工事事業変更届 -----	46
7 - 4	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届 -----	47
8	免 状	
8 - 1	液化石油ガス設備士免状交付、再交付、書替え交付申請 -----	48
8 - 2	液化石油ガス設備士免状の自主返納 -----	50
8 - 3	液化石油ガス設備士認定申請 -----	51
8 - 4	液化石油ガス消費設備調査員資格認定証明申請 -----	52
9	報 告	
9 - 1	報告の徴収 -----	53
10	事 故	
10 - 1	事故調査報告書、事故届 -----	54
11	立入検査	
11 - 1	立入検査処分、行政指導、処分 -----	56

1	総 則
---	-----

目 的
-----

この手引は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「法」という。)」に基づき、液化石油ガス事業者等が各総合振興局、各振興局又は小樽商工労働事務所(以下「部局」という。さらに、部局又は権限移譲市町村を「部局等」という。)に対して行う申請、届などの手続きに係る必要書類等を定め、事務処理を円滑にすることを目的とする。

適用範囲
------

適用範囲は、道内において事業を行う者とする。  
 また、「ガス事業法」第46条、47条により都道府県が行うこととされているガス器具販売事業者への立入検査等の事務を含む。  
 ただし、市町村に権限移譲した事務は除く。

- 1 事務の所管部局等  
 各事業者等に関する事務の所管部局等は、次表のとおり。

本手引の番号 事務内容	区 分	所管部局等
<b>手引2</b> L P ガス販売事業者の登録、届、命令等  <b>手引3</b> 保安機関の認定、届、命令等  <b>手引4</b> 認定販売事業者の認定等	販売所又は保安機関事業所の所在地が、	
	権限移譲市町村内のみ	当該市町村
	上記以外で1部局管内のみ	当該部局
	道内のみで2部局管内以上	事業所又は保安機関の本店等の所在地を管轄する部局(1)
<b>手引9、11</b> L P ガス販売事業者に対する報告徴収、立入  <b>手引9、11</b> 保安機関に対する報告徴収、立入	販売所又は保安機関事業所が、	
	権限移譲市町村所管	当該市町村
	部局所管	当該部局
<b>手引11</b> 供給設備の基準適合命令	供給設備の所在地が、権限移譲市町村内	当該市町村(2)
	上記以外で供給設備を管理する販売所を部局が所管	当該部局
	上記以外	販売所所在地を管轄する部局
<b>手引11</b> 消費設備の基準適合命令	消費設備の所在地が、権限移譲市町村内	当該市町村
	上記以外	所在地を管轄する部局

<b>手引5</b> 貯蔵施設等の設置許可等  <b>手引6、9</b> 充てん設備の許可、報告徴収等  <b>手引7</b> 液化石油ガス設備工事の届出受理等  <b>手引10</b> 事故時の情報収集、報告	設備、工事、事故等の所在地が、権限移譲市町村内	当該市町村( 2)
	上記以外	所在地を管轄する部局
<b>手引11</b> 器具等販売事業(本法関係)の報告徴収、立入、器具等提出命令	権限移譲市町村の登録等を受けたLPガス販売所又は保安機関事業所で行う器具販売	当該市町村
	登録等を受けたLPガス販売所又は保安機関事業所以外の事業者が、権限移譲市町村内の販売所で行う器具販売	当該市町村
	部局の登録等を受けたLPガス販売所又は保安機関事業所で行う器具販売	当該部局
	上記以外の器具販売	当該事業所の所在地を管轄する部局
<b>手引11</b> 器具等販売事業(ガス事業法第46条、47条、47条の2関係)の報告徴収、立入、器具等提出命令	部局の登録等を受けたLPガス販売所又は保安機関事業所で行う器具販売	当該部局
	上記以外の器具販売	当該事業所の所在地を管轄する部局
<b>手引8-1、2</b> 液化石油ガス設備士免状の交付、自主返納		本庁
<b>手引8-3</b> 液化石油ガス設備士認定		申請者所在地を管轄する部局
<b>手引8-4</b> 液化石油ガス消費設備調査員資格認定証明		調査証を交付した部局

1：ただし、本店等が他部局内にある場合であっても、販売所又は保安機関事業所が1部局内のみであれば、その販売所又は保安機関事業所がある部局が所管する。

2：部局又は経済産業省が所管する事業者の設備等であっても、権限移譲市町村内の設備等は当該市町村が所管する。

1

## 総 則

## 2 所管部局等が変更となる場合の手続き

## (1) 新所管部局等が直接受理する事務

保安機関認定申請(区分追加に伴い事業所を新設する場合に限る)  
 事業所新設に伴う一般消費者等数の増加認可申請  
 所在地変更に伴う充てん設備変更許可申請  
 販売事業又は保安機関の承継届

上記申請・届出等により部局等の所管が変更になる場合は、新所管部局等が直接申請等を受理し、事務処理を行う。新所管部局等は事務処理後、従前の所管部局等から関係書類の移管を受ける。

## (2) 従前の所管部局等が收受し、新所管部局等が受理する事務

上記(1)以外の届出

上記(1)以外の届出については、事業者からの届出を従前の所管部局等が收受し、当該届出書(原本)及び関係書類等を新所管部局等へ送付し、新所管部局等において当該届出の受理を行う。

## 3 所管部局等変更時の登録番号、認定番号の取扱

販売所の新設・廃止等により、道内で所管変更となる場合の登録番号、認定番号の取り扱い、次のとおりとする。

販売事業者の所管部局等が変更になる場合	・変更後も従前所管部局等の番号・記号を使用する。
保安機関の所管部局等が変更になる場合	・変更後も従前所管部局等の番号・記号を使用する。 ・その後、5年毎の認定更新を行う場合も、従前の認定番号を使用することとするが、事業者の申し出により、新たな認定番号を付与することができる。



2	販売事業
2 - 1	販売事業登録申請
根拠法令	法第3条～第4条、規則第4条～第6条 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示
適用	新たに販売事業を開始しようとする場合
書類提出部数	1部
手数料	58 液化石油ガス販売事業登録申請手数料： 31,000円
必要書類	
1 液化石油ガス販売事業登録申請書 (規則様式第1)	名称、住所が登記簿と合っていること。 規則様式第1のうち3については次のとおりであること。 ・保安業務を行う者が販売事業者(申請者)自身の場合、登録申請の前に保安機関の認定を受けている必要がある。 ・「別紙のとおり」として保安機関事業所内訳表(様式3-10)の添付も可とする。
2 貯蔵施設の位置図、構造図、付近見取図 (貯蔵施設を所有・占有する場合) (規則第4条第2項第1号)	本書類は、最大貯蔵予定量3,000kg未満の貯蔵施設を所有・占有する場合の添付書類であり、3,000kg以上の貯蔵施設を持つ場合は、別途、法第36条の許可が必要となる。 販売所ごとに面積3㎡以上(面積の算定は柱壁の中心線)の貯蔵施設を所有又は占有し、規則第14条の貯蔵施設の技術上の基準に適合していること。この場合、基本通達規則第11条関係、基本通達規則第14条関係及び例示基準1～5に留意すること。
(1) 貯蔵施設明細書(様式5-2)	必要事項が記入されていること。
(2) 位置図(他の施設との位置関係を含む。) (基本通達規則第51条関係準用)	販売所全体の平面図を用い、火気又は火気を取り扱う施設との距離関係及び販売所との位置関係等を明記していること。
(3) 構造図 (基本通達規則第51条関係準用)	貯蔵施設の平面図及び立面図を用い、例えば、さく、へい、障壁、扉及び屋根の構造(材質を含む)、貯蔵施設の寸法、換気口の寸法、設置位置、警戒標の掲示位置を明示していること。 保安物件が保安距離内にある場合は、容器の頂部と障壁の頂部を結んだ延長線上に保安物件が掛かっていないことを明示すること。
(4) 付近見取図 (基本通達規則第4条関係、同第51条関係準用)	最寄りの鉄道等からの道順がわかること。 第一種保安物件及び第二種保安物件からの距離関係を明記していること。
(5) 賃貸借契約等(共同使用の場合) (基本通達規則第11条関係)	管理責任を明確にした賃貸借契約等が締結されていること。

2	販売事業
2 - 1	販売事業登録申請
	<p>保安距離内に保安物件がある場合の障壁の基準は、貯蔵する最大の容器(通常は50kg容器)の頂部と障壁の頂部を結んだ直線の延長線上に保安物件が掛からないことが必要。この場合、容器を置く場所は該当する保安物件からの距離が最も遠い壁面に置いたと仮定して確認すること。(単に1.8m以上の高さがあれば良いということではない。)</p> <p>貯蔵施設の換気口面積は、貯蔵施設の壁等の内側の寸法により算出した面積(以下、本手引きでは「有効面積」という。)とすること。</p> <p>貯蔵施設の警戒標の基準である規則第14条第1号の「外部から見やすいように」とは、当該貯蔵施設の何れの方角からもわかるようにすることをいい、例えば複数個の警戒標を設けること(基本通達規則第14条関係)。この場合、貯蔵施設が他の建物に近接している場合など、第三者が通常通行しないような箇所に近接している面には掲示する必要がない。</p>
3	<p>法11条ただし書き適合を証する書面(貯蔵施設を所有・占有しない場合) (規則第4条第2項第2号、基本通達規則第4条関係、基本通達規則第11条関係)</p> <p>販売所ごとに規則第11条第2項各号及び基本通達規則第11条関係7の場合が適用となる。</p>
(1)	<p>規則第11条第2項第1号及び第2号に該当する場合の添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可証の写し</li> </ul> <p>自らが、第一種製造者又は第一種貯蔵所を所有又は占有している場合が該当する。</p>
(2)	<p>規則第11条第2項第3号に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書の写し</li> <li>・許可証の写し</li> <li>・配送委託の場合、委託事業者と第一種製造事業者等との資本関係を示す書面</li> </ul> <p>「第一種製造者」及び「第一種貯蔵所を所有又は占有している者」への委託の場合が該当するほか、第一種製造者等と資本関係にある配送業者に委託する場合も該当する。また、委託先の第一種製造者等が他の配送事業者に再委託しているかどうかは問わない。</p>
(3)	<p>規則第11条第2項第4号に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可証の写し</li> <li>・全量供給委託の場合、委託契約書の写し</li> </ul> <p>充てん設備(ローリー)により全量販売する場合が該当する。他の充てん事業者に全量供給委託する場合も該当する。</p>
(4)	<p>規則第11条第2項第5号に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合等の販売事業登録通知写し</li> <li>・組合員名簿</li> <li>・組合定款</li> </ul> <p>農業協同組合等が貯蔵施設を所有しており組合員たる販売事業者が常に仕入れができる場合が該当する。この場合、他の事業者に配送委託している場合であっても、当該組合等から常に仕入れができる体制となっていれば該当する。なお、組合等において貯蔵施設を所有しているかどうかの確認は登録簿や補助簿で行う。</p>
(5)	<p>規則第11条第2項第6号に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可証の写し</li> <li>・第一種製造事業者と資本関係を示す書面</li> <li>・販売所と第一種製造事業者が所有占有する貯蔵施設との位置関係を示す図面</li> </ul> <p>販売所に近接して第一種製造事業者の所有又は占有する貯蔵施設がある場合で、当該第一種製造事業者との間に資本的結合があり、常に仕入れができる場合が該当する。この場合、他の事業者に配送委託している場合であっても、当該第一種製造事業者から常に仕入れができる体制となっていれば該当する。</p>

2	販売事業
2 - 1	販売事業登録申請
4 販売予定地域、販売予定戸数及び販売 予定数量 (規則第4条第2項第3号)	登録申請時における販売所ごとの予定事項を記入すること。 販売予定地域は、販売所ごとに販売しようとする一般消費者等の分布している地域を「市町」のように記入すること。
5 損害賠償の支払能力を証する書面 (規則第4条第2項第4号) (基本通達規則第4条関係) (1) (財)全国エルピーガス保安共済事業団 又は全農の保険に加入の場合 ・LPガス業者賠償責任保険加入依頼引 受証(写)又は付保証明書 (2) (1)以外の保険に加入の場合 ・損害賠償の支払能力を証する書面(様式 3-9) ・保険証券 ・約款(普通・特別) ・領収書の写し	規則第6条、保安業務細目告示第1条に適合した保険に加入していることを証する書面であること。
6 定款、登記簿抄本(法人の場合) (規則第4条第2項第5号) 住民票(個人の場合)	直近(3ヵ月以内)で保安機関の認定申請を行った際に、原本添付している場合は、不要である。
7 申請者(法人の場合は、業務を行う役員) が法第4条第1項各号(欠格事由)に該当ないことを誓約した書面 (規則第4条第2項第6号)	誓約書面の記載等 ・誓約は代表者が行うこと。 ・業務を行う役員とは、株式会社の取締役等をいう。(監査役は該当しない。) ・市町村役場が発行する身分証明書は不要である。

2	販 売 事 業
2 - 1	販売事業登録申請

液化石油ガス販売事業者の登録番号の取扱い  
 通商産業省が定めた「液化石油ガス販売事業者の登録番号等取扱要領(H8.10.8付け、立局第543号)」(以下「要領」という。)に基づき次のとおり取り扱う。

- 1 登録番号の付与  
 法第3条第1項の登録をした部局は、その登録をした液化石油ガス販売事業所ごとに次の番号を付することとする。
  - (1) 1桁目及び2桁目は、北海道を示す「01」とする。
  - (2) 3桁目は登録資した部局ごとに下表1の記号とする。
  - (3) 4桁目から7桁目の4桁は、液化石油ガス販売事業者ごとに付す番号とする。  
 この番号は、登録をした部局ごとに下表の番号の範囲で、登録した順番に一連の番号とする。
  - (4) 8桁目以降は定めないこととする。
- 2 既許可販売事業者に係る登録番号の取扱い  
 高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成8年法律第14号)附則第4条第1項の規定により、旧法第3条第1項の許可を受けている者は、新法第3条第1項の登録を受けたものとみなされることとなっており、その登録番号は当該液化石油ガス販売事業者を所管する部局が要領附則2及び3の規定に従い、平成9年4月1日に、原則として旧法第3条第1項の許可をした順に付することとする。

(販売事業者の登録番号)

北海道 (1~2桁目)	部 局	記 号 ( 3 桁 目 )	番 号 ( 4 桁 目 ~ 7 桁 目 )
0 1	(本 庁)	A	0 0 0 1 ~ 1 0 0 0
	石 狩	B	1 0 0 1 ~ 2 0 0 0
	渡 島	C	2 0 0 1 ~ 2 6 0 0
	檜 山	D	2 6 0 1 ~ 2 8 0 0
	後 志	E	2 8 0 1 ~ 3 3 0 0
	空 知	F	3 3 0 1 ~ 3 8 0 0
	上 川	G	3 8 0 1 ~ 4 4 0 0
	留 萌	H	4 4 0 1 ~ 4 6 0 0
	宗 谷	J	4 6 0 1 ~ 4 8 0 0
	網 走	K	4 8 0 1 ~ 5 4 0 0
	胆 振	L	5 4 0 1 ~ 5 9 0 0
	日 高	M	5 9 0 1 ~ 6 1 0 0
	十 勝	N	6 1 0 1 ~ 6 6 0 0
	釧 路	P	6 6 0 1 ~ 6 8 0 0
	根 室	R	6 8 0 1 ~ 7 0 0 0
	(札幌市)	S	8 0 0 0 ~

[例 第01B0001号]

2	販売事業
2 - 2	登録簿謄本交付、閲覧請求
根拠法令	法第3条の2、規則第5条
適用	販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧をしようとする場合
書類提出部数	1部
手数料	59 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付手数料： 1通につき630円 60 液化石油ガス販売事業者登録簿閲覧手数料： 1回につき460円
必要書類	<p>1 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付 (閲覧)請求書(規則様式第2)</p> <p>登録簿(様式2-2)を複写し、余白に以下の内容を記載し、交付する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>この謄本は、原本と相違ないことを証明します</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北海道 振興局長 氏 名 印</p> </div> <p>北海道手数料条例に定める「一通」、「一回」は、一の液化石油ガス販売事業者ごとである。</p>

2	販売事業
2 - 3	販売所等変更届
根拠法令	法第8条、規則第9条
適用	<p>次の変更があった場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 販売事業者の氏名(法人にあっては事業所名及び代表者の氏名)及び住所の変更</li> <li>2 販売所の名称、所在地の変更(販売所の移転の場合)</li> <li>3 販売所の新設(追加の設置の場合)</li> <li>4 販売所の廃止(他に既存の販売所がある場合)</li> <li>5 貯蔵施設の設置、位置及び構造の変更(許可を受けたものを除く)</li> <li>6 法第11条ただし書きの貯蔵施設を所有又は占有しない理由の変更、及び貯蔵施設を所有又は占有していた者が所有又は占有しなくなった</li> <li>7 保安業務を行う保安機関の変更(保安機関の名称及び事業所所在地が変更となった場合も含む)及び追加(自ら保安機関で販売所新設の場合)</li> <li>8 損害賠償措置の変更</li> </ol>
書類提出部数	2部
必要書類	
1 液化石油ガス販売所等変更届書(規則様式第5)	<p>正当な理由がなく届出が遅れた(1カ月以上)場合は、遅延理由書(代表者の押印)を提出すること。 保安機関変更の場合は、様式2-5を使用すること。</p>
2 氏名、名称、代表者、住所等変更の場合 ・法人の場合：登記簿謄本 ・個人の場合：住民票	添付書類は原本とする。
3 販売所新設の場合 ・2-1販売事業 <b>必要書類</b> 2」と同じ。	「2-1 販売事業登録申請 <b>必要書類</b> 2」と同じ。
4 貯蔵施設変更の場合(規則第9条第2項) (1) 貯蔵施設明細書(様式5-2) (2) 位置図(他の施設との位置関係を含む)(位置を変更した場合) (3) 構造図(構造を変更した場合) (4) 付近見取図(位置を変更した場合) (5) 賃貸借契約等(共同使用の場合)	「2-1 販売事業登録申請 <b>必要書類</b> 2」と同じ。
5 貯蔵施設を所有又は占有しない理由を変更した場合、貯蔵施設を所有又は占有しなくなった場合 ・法第11条ただし書きに適合することを証する書面 (1) 規則第11条第2項第1号及び第2号に該当する場合の添付書類 ・許可証の写し (2) 規則第11条第2項第3号に該当する場合 ・委託契約書の写し ・許可証の写し ・第一種製造事業者等と資本関係を示す書面(配送事業者に委託する場合)	<p>貯蔵施設を所有又は占有しない理由の変更とは規則第11条第2項に掲げる事由の変更のほか、同項第3号及び第4号に掲げる場合の委託先の変更も含まれる。(基本通達規則第9条関係)</p> <p>「2-1 販売事業登録申請 <b>必要書類</b> 3」と同じ。</p>

2	販売事業	
2 - 3	販売所等変更届	
	<p>(3) 規則第11条第2項第4号に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可証の写し</li> <li>・全量供給委託の場合、委託契約書の写し</li> </ul> <p>(4) 規則第11条第2項第5号に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合等の販売事業登録通知写し</li> <li>・組合員名簿</li> <li>・組合定款</li> </ul> <p>(5) 規則第11条第2項第6号に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可証の写し</li> <li>・第一種製造事業者と資本関係を示す書面</li> <li>・販売所と第一種製造事業者が所有占有する貯蔵施設との位置関係を示す図面</li> </ul>	
6	<p>保安業務を行う保安機関変更の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則様式第5の変更様式(様式2-5)</li> </ul>	
7	<p>損害賠償措置変更の場合 変更の内容がわかる書面 (規則第9条第2項)</p> <p>(1) (財)全国エルピーガス保安共済事業団又は全農の保険に加入の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LPガス業者賠償責任保険加入依頼引受証(写)又は付保証明書</li> </ul> <p>(2) (1)以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償の支払能力を証する書面(様式3-9)</li> <li>・保険証券</li> <li>・約款(普通・特別)</li> <li>・領収書の写し</li> </ul>	<p>「2-1 販売事業登録申請 必要書類 5」と同じ。</p>
<p>委託する保安機関を変更又は追加若しくは減少した場合(販売事業者自ら実施する場合を含む)は、当該届出が必要である。</p> <p>保安機関が氏名又は名称及び事業所の所在地を変更した場合(自ら保安業務を行う場合を含む。)は、当該届出が必要である。</p> <p>販売所を新設する場合の添付書類は、「2-1 販売事業登録申請」の必要書類のうち「1-5」の書類を添付する。この場合「液化石油ガス販売事業登録申請書」とあるのは、「液化石油ガス販売所等変更届書」と読み替える。</p>		

2	販売事業
2 - 4	販売事業承継届
根拠法令	法第10条、規則第10条
適用	販売事業者の全部譲渡、相続、合併、会社分割により事業承継した場合
書類提出部数	2部
必要書類	
1 液化石油ガス販売事業承継届書(甲又は乙) (規則様式第6又は第7) ・申請者(法人の場合は、業務を行う役員)が法第4条第1項各号(欠格事由)に該当しないことを誓約した書面	正当な理由がなく届出が遅れた(1カ月以上)場合は、遅延理由書(代表者の押印)を提出すること。 使用様式 ・承継により国所管となる場合:(国あて)規則様式第6、(部局等あて)規則様式第7 ・上記以外の場合:(部局等あて)規則様式第6
(1) 事業の全部譲渡による場合 ・液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書 (規則様式第7の2) ・事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面(具体的に営業権、店舗、貯蔵施設、従業員等について譲渡することが明記されていること。)	事業の全部譲渡とは、液化石油ガスの販売に係るすべての事業(営業権、店舗、貯蔵施設、従業員等)について譲り渡すことであり、一部の事業譲渡の場合は対象外となる。(一部譲渡の場合は、販売所等変更届又は新規登録申請の扱い。) 譲渡証明は、営業権譲渡契約書等の書面をいう。
(2) 個人事業者で相続による場合 2人以上の相続人の全員の同意による場合 ・液化石油ガス販売事業者相続同意証明書(規則様式第8) ・戸籍謄本 上記 以外の場合 ・液化石油ガス販売事業者相続証明書(規則様式第9) ・戸籍謄本	相続とは、その事業の包括承継をいう。
(3) 法人で合併による場合 ・登記簿謄本	
(4) 法人で会社分割による場合 ・液化石油ガス販売事業者事業承継証明書(規則様式第9の2) ・登記簿謄本 ・事業の全部の承継があつたことを証する書面(具体的に営業権、店舗、貯蔵施設、従業員等について譲渡することが明記されていること。)	

2	販売事業
2 - 4 販売事業承継届	
<p>被承継者が保安機関ではない場合の取り扱い  承継者が保安機関の場合</p> <p>ア 承継を受ける販売所で保安業務を行うこととする場合は、承継前に「一般消費者等の数の増加認可」及び「保安業務規程変更認可」を受け、さらに承継後、保安業務実施者に係る販売所等変更届(様式2-5)が必要となる。</p> <p>イ 承継を受ける販売所で保安業務を行わないこととする場合(他の機関に委託の場合等)はイと同様の取り扱いとなる。</p> <p>承継者も保安機関でない場合</p> <p>ア 承継を受ける販売所で保安業務を行うこととする場合は、承継前に「保安機関認定」及び「保安業務規程認可」を受け、さらに承継後、保安業務実施者に係る販売所等変更届(様式2-5)が必要となる。</p> <p>イ 被承継者が従前から他の保安機関に全部委託を行っており、承継後も従前どおりとする場合は「保安機関認定申請」や保安業務実施者に係る「販売所等変更届」は不要となるが、承継に伴い保安業務の委託先(自社の他の保安機関事業所が行う場合も含む)を変更する場合は、保安業務に係る販売所等変更届(様式2-5)が必要となる。</p> <p>被承継者が保安機関である場合の取り扱い  「保安機関承継届」を提出している場合は「保安機関認定申請」又は「一般消費者等の数の増加認可申請」等は不要である。また、承継後の保安業務実施者について変更が無ければ「販売所等変更届」は不要である。(例：被承継者が当該事業所で保安業務を実施しており、承継後も当該事業所で保安業務を行う場合は「販売所等変更届」は不要であるが、承継に伴い新たに他の保安機関へ委託する場合等は「販売所等変更届」(様式2-5)が必要)承継後に行う保安業務に係る一般消費者の数が、被承継者が保安機関の認定を受けた消費者の数を超える場合は、承継前に承継者による「一般消費者等の数の増加認可申請(事業所を新設するための申請)」及び「保安業務規程変更認可申請」を行う。この場合の「保安機関承継届」の提出は不要である。</p> <p>承継に伴い氏名等の変更が生じても「販売所等変更届」の提出は必要ない。この場合、承継届では確認できない承継後の販売所名称を承継届の余白等に付記させること。</p> <p>承継後の登録番号及び登録年月日について  全部譲渡及び相続の場合で、承継者が販売事業者である場合は、承継者の登録番号及び登録年月日とする。</p> <p>対等合併及び新設合併の場合は、新たな登録番号を付与し、登録年月日は、被承継者のうちいちばん古い登録年月日とする。</p> <p>吸収合併の場合は、存続法人の登録番号及び登録年月日とする。</p> <p>承継者が販売事業者でない場合は、被承継者の登録番号及び登録年月日とする。ただし、複数の販売事業者から承継を受ける場合は新たな登録番号を付与し、登録年月日は被承継者のうちいちばん古い登録年月日とする。</p> <p>会社分割の場合は、被承継者の登録番号及び登録年月日とする。</p>	

2	販売事業								
2 - 5	業務主任者等選任(解任)届								
根拠法令	法第19条、第21条、規則第22条、第23条								
適用	1 販売所を新たに設置した場合 2 選任すべき業務主任者の数が増加した場合 3 業務主任者又は同代理者の変更があった場合								
書類提出部数	1 部								
必要書類									
1 販売事業業務主任者等選任(解任)届書 (規則様式第10)	正当な理由がなく届出が遅れた(1カ月以上)場合は、遅延理由書(代表者の押印)を提出すること。								
2 第二種販売主任者免状又は代理者講習修了証(代理者のみ)の写し (規則様式第10の備考2)	6月以上の液化石油ガス販売の実務経験が必要 業務主任者の数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般消費者等の数</th> <th>業務主任者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000未満</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>1,000以上3,000未満</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>3,000以上2,000増す毎</td> <td>1人加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>・認定販売事業者における特例  一般消費者等の数 = 認定対象消費者数 / 3  + (全消費者等の数 - 認定対象消費者数)  (小数点以下に端数がある場合は切捨)  同一販売事業者であって、一般消費者等の数の合計が1,000未満で販売所が相互に60分以内に到着できる範囲である場合は、当該二つ販売所の業務主任者を兼任することができる。</p>	一般消費者等の数	業務主任者の数	1,000未満	1人	1,000以上3,000未満	2人	3,000以上2,000増す毎	1人加算
一般消費者等の数	業務主任者の数								
1,000未満	1人								
1,000以上3,000未満	2人								
3,000以上2,000増す毎	1人加算								
<p>「6月以上の経験」については、免状交付前の経験でも良い。また、届出書中の「液化石油ガスの販売に関する経験」の記載は、具体的な職務内容まで記載する必要はない。(「年月日から年月日まで年月」で可)</p> <p>届出は1名1枚とする必要はなく、複数名まとめて1枚に記載した届出でも良い。例えば、届出書の記載は「別紙のとおり」とし別紙を添付する方法でも良い。ただし販売所毎の届出であること。</p> <p>業務主任者については、免状取得後、定期(初回3年以内、2回目以降5年以内)に講習を受けている必要がある。その期間が経過している場合及び経過するまでの期間が6月未満の場合は、6月以内に講習を受ける必要がある。(当該講習の受講は、代理者については任意である。)</p>									

2	販売事業
2 - 6	販売事業廃止届
根拠法令	法第23条、規則第26条
適用	販売事業者が事業を廃止した場合
書類提出部数	2部
必要書類	
液化石油ガス販売事業廃止届書 (規則様式第11)	全販売所の業務を廃止した場合の届出である。 一部の販売所の廃止は、販売所等変更届となる。

3	保安機関
3 - 0 事務処理フローチャート	
適用	事務処理の代表例
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 60%;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">保安機関認定申請(3-1)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">認定番号付与</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">認定証交付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">保安業務規程認可申請(3-7)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">認定証交付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">保安業務開始</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">一般消費者等の数の増加認可申請(3-2)</p> <p style="text-align: center;">一般消費者の数の減少届(3-3)</p> <p style="text-align: center;">保安機関変更届(3-4)</p> <p style="text-align: center;">保安機関承継届(3-5)</p> <p style="text-align: center;">保安業務廃止届(3-6)</p> <p style="text-align: center;">保安業務規程変更認可申請(3-8)</p> <p style="text-align: center;">保安機関認定更新申請(3-9)</p> <p style="text-align: center;">販売所等変更届(2-3)</p> </div> </div> <div style="width: 35%; padding-left: 20px;"> <p>書類審査</p> <p>必要に応じ現地確認</p> <p>書類審査</p> <p>保安業務規程認可申請は、保安機関認定申請と同時が望ましい。</p> <p>販売事業者に限る</p> </div> </div>	

3	保安機関
3 - 1	保安機関認定申請
根拠法令	法第29条～第31条、規則第30条～第33条 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示
適用	1 新たに保安業務を行うため保安機関の認定を受けようとする場合 2 既存の保安機関が保安機関の保安業務区分の追加を行おうとする場合
提出書類部数	1 部
手数料	61 保安機関認定申請手数料： 34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
必要書類	
1 保安機関認定申請書 (規則様式第12)	申請書の記載事項1～4については、「別紙のとおり」として保安機関事業所内訳表(様式3-10)を添付すること。 一般消費者等の数は、申請を行う者が保安業務を行おうとする数をいう。(実際に保安業務を行う数ではない。)
2 法人の場合、定款及び登記簿抄本 (規則第30条第2項第6号)	事業協同組合の場合は、登記簿謄本と設立同意者名簿を添付すること。
3 法人の場合、役員及び構成員の構成を説明した書面 (規則第30条第2項第4号)	役員名簿・欠格事由非該当誓約書及び役員又は構成員の構成の説明書(様式3-6)を添付すること。
4 申請者が法第30条に該当しないことを誓約した書面 (規則第30条第2項第7号)	事業協同組合は、理事全員となる。 誓約書を別葉にする場合、「業務を行う役員」に監査役は含まないので記入しないこと。
5 保安業務以外の業務を行っている場合はその業務の種類及び概要を記載した書面 (規則第30条第2項第5号)	「保安業務以外の業務種類及び概要表(様式3-7)」又は会社概要書(会社パンフレット等)とする。
6 大口株主リスト(様式3-8) 株式会社の場合に限る。 (規則第30条第2項第4号)	保有株が3%以上の者すべてを記入すること。 事業協同組合の場合は、出資者リストのうち基本通達法第31条関係の1に該当する者が1/3を超えないこと。
7 損害賠償の支払能力を証する書面 (規則第30条第2項第3号) (1) (財)全国エルピーガス保安共済事業団又は全農の保険に加入の場合 ・LPガス業者賠償責任保険加入依頼引受証(写)又は付保証明書 ・LPガス受託認定保安機関賠償責任保険加入依頼引受証(写)又は付保証明書 (2) (1)以外の場合 ・損害賠償の支払能力を証する書面(様式3-9) ・保険証券の写し ・約款(普通・特別) ・領収書の写し	規則第6条、保安業務細目告示第4条に適合した保険に加入していることを証する書面であること。 保安業務を受託する場合は、受託用保険に加入していること。
8 保安機関事業所内訳表(様式3-10)	<b>必要書類</b> 1の申請書の記載事項1～4の「別紙のとおり」に該当するものである。

3	保安機関	
3 - 1	保安機関認定申請	
9	保安業務計画書(規則様式第13)	<p>事業所ごとに1枚ずつ添付する。  「一般消費者等の数」が保安機関事業所内訳表(様式3-10)と一致すること。  「年間実働日数」を12で除して四捨五入した数が「平均月間実働日数」と一致すること。  保安業務資格者等の数を従事者資格一覧表(様式3-11)で確認する。  「保安業務資格者の数」の製造保安責任者、その他(業務主任者の代理者又は保安業務員の講習修了証所持者及び第一種販売主任者)は、そのみ所持している者の数となる。  「保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者」とは、点検又は調査に際し保安業務資格者を補助する者のことをいう。(事業所において事務に従事する者であって保安業務資格者に同行しない者又は実施しない者は、ここに含まない。)  保安業務用機器の「自記圧力計又はマノメーター」は、自記圧力計の数とマノメーターの数の合計が基準以上であること。  算定の具体例は、「保安機関の認定について(H9.4.1付け通達)」(法規集内)による。(保安業務告示附則第2条(経過措置)1/4 1/2、1/3に注意)  「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」の欄について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機方法：常時(24時間)保安業務細目告示第2条第1号への数以上の保安業務資格者が配置されていること。</li> <li>・受信方法：有線電話で待機すること。転送先の一次受信を携帯電話とすることはできない。</li> <li>・出勤方法：自動車、オートバイ等で出勤。事務所から10分以内の待機もよい。(ただし、原則30分以内の内数。)</li> </ul>
10	保安業務資格者数算定表(様式3-4)及び保安業務用機器数算定表(様式3-5)	<p>1つの事業所の一般消費者等の数が1,400以下の場合には添付不要とする。(保安業務資格者数が1人、保安業務用機器数が各1個となるため。)  保安業務区分追加(区分追加の認定を受けようとする事業所が既に保安機関事業所として認定を受けている場合に限る)のための申請である場合、資格者数及び機器数の算定は、「従前認定を受けた区分を含めて新たに機器や資格者を算定する」こととなる。  区分追加のための保安機関認定申請と、増加認可申請を同時に行う場合、増加認可申請には追加区分を含めないで申請することとし、区分追加に係る保安機関認定申請には、当該増加分を含めて申請することとなる。(増加分を含めて資格者や機器の算定を行う。)</p>
11	従事者資格一覧表(様式3-11)	<p>所有する全ての免状に印をつけるとともに、定期講習が義務付けられている免状欄には直近の受講年月日を記載する。  保安業務員、業務主任者の代理者講習修了者及び調査員講習修了者(H9.4.1以降取得した者に限る)の場合は、6月以上の実務経験の経歴証明書(様式3-12)を添付すること。</p>

3	保安機関																																																						
3 - 1	保安機関認定申請																																																						
<p>12 事業所の位置、一般消費者等の範囲を示した図面 (緊急時対応を行おうとする保安機関のみ)(規則第30条第2項第2号)</p>	<p>事業所の位置、一般消費者等範囲、縮尺及び縮尺距離が明示されていること。 一般消費者等の範囲は、事業所の位置から原則30分以内(おおむね20km以内)とする。 高速道路を使用して20km以上の範囲を行う場合は、地図に「高速道路使用」と明示すること。 認定液化石油ガス販売事業者の緊急時対応を行う事業所から半径40km以内の認定対象消費者に対する緊急時対応については、原則30分以内の到着を確保しているものとみなす。</p>																																																						
<p>保安業務規程の認可(追加の場合は変更認可)を受けなければ業務を行うことはできない。 保安業務規程の認可申請(追加の場合は変更認可申請)は、保安機関の認定申請と同時に望ましい。 保安業務を再委託することはできない。 区分追加のための申請の場合は、必要書類中、2～6の書類は不要である。 追加認定を受けた区分の有効期間は追加認定を受けた日から5年であるため、更新時期が従前認定を受けていた区分と違うこととなるが、従前の認定区分の更新時に追加した区分の更新も併せて行うことも可能である。 保安機関の認定番号の取扱い 通商産業省が定めた「液化石油ガス販売事業者の登録番号等取扱要領(H8.10.8付け、立局第543号)」(以下「要領」という。)に基づき次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>1 認定番号の付与 法第29条第1項の認定をした部局は、その認定をした保安機関ごとに次の番号を付すこととする。</p> <p>(1) 1桁目及び2桁目は、北海道を示す「01」とする。 (2) 3桁目は登録資した部局ごとに下表1の記号とする。 (3) 4桁目から7桁目の4桁は、保安機関ごとに付す番号とする。 この番号は、認定をした部局ごとに下表1の番号の範囲で、認定した順番に一連の番号とする。 (4) 8桁目及び9桁目は、下表2による認定をした保安業務区分に対応する記号とする。 (5) 10桁目以降は定めないこととする。</p> <p>表1(保安機関の認定番号)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">北海道 (1～2桁目)</th> <th style="text-align: center;">部 局</th> <th style="text-align: center;">記 号 (3桁目)</th> <th style="text-align: center;">番 号 (4桁目～7桁目)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">01</td> <td style="text-align: center;">(本 庁)</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">0001～1000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">石 狩</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">1001～2000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">渡 島</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">2001～2600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">檜 山</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">2601～2800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">後 志</td> <td style="text-align: center;">E</td> <td style="text-align: center;">2801～3300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">空 知</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: center;">3301～3800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上 川</td> <td style="text-align: center;">G</td> <td style="text-align: center;">3801～4400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">留 萌</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: center;">4401～4600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宗 谷</td> <td style="text-align: center;">J</td> <td style="text-align: center;">4601～4800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">網 走</td> <td style="text-align: center;">K</td> <td style="text-align: center;">4801～5400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">胆 振</td> <td style="text-align: center;">L</td> <td style="text-align: center;">5401～5900</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日 高</td> <td style="text-align: center;">M</td> <td style="text-align: center;">5901～6100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">十 勝</td> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">6101～6600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">釧 路</td> <td style="text-align: center;">P</td> <td style="text-align: center;">6601～6800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">根 室 (札幌市)</td> <td style="text-align: center;">R</td> <td style="text-align: center;">6801～7000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">S</td> <td style="text-align: center;">8000～</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">[例 第01B0001RA号]</p>		北海道 (1～2桁目)	部 局	記 号 (3桁目)	番 号 (4桁目～7桁目)	01	(本 庁)	A	0001～1000	石 狩	B	1001～2000	渡 島	C	2001～2600	檜 山	D	2601～2800	後 志	E	2801～3300	空 知	F	3301～3800	上 川	G	3801～4400	留 萌	H	4401～4600	宗 谷	J	4601～4800	網 走	K	4801～5400	胆 振	L	5401～5900	日 高	M	5901～6100	十 勝	N	6101～6600	釧 路	P	6601～6800	根 室 (札幌市)	R	6801～7000			S	8000～
北海道 (1～2桁目)	部 局	記 号 (3桁目)	番 号 (4桁目～7桁目)																																																				
01	(本 庁)	A	0001～1000																																																				
	石 狩	B	1001～2000																																																				
	渡 島	C	2001～2600																																																				
	檜 山	D	2601～2800																																																				
	後 志	E	2801～3300																																																				
	空 知	F	3301～3800																																																				
	上 川	G	3801～4400																																																				
	留 萌	H	4401～4600																																																				
	宗 谷	J	4601～4800																																																				
	網 走	K	4801～5400																																																				
	胆 振	L	5401～5900																																																				
	日 高	M	5901～6100																																																				
	十 勝	N	6101～6600																																																				
	釧 路	P	6601～6800																																																				
根 室 (札幌市)	R	6801～7000																																																					
		S	8000～																																																				

3 保安機関

3 - 1 保安機関認定申請

表 2 (保安業務区分(基本通達第140条、第141条、第142条関係 別表2))

認定した保安業務区分						記号	認定した保安業務区分						記号	認定した保安業務区分						記号
						AA							IA							NE
						AB						IB							NF	
						AC						IC							NG	
						AD						ID							NH	
						AE						IE							NI	
						AF						IF							NJ	
						AG						IG							OA	
												IH							OB	
						BA						II							OC	
						BB						IJ							OD	
						BC						JA							PA	
						BD						JB								
						BE						JC							QA	
						BF						JD							QB	
						CA						JE							QC	
						CB						JF							QD	
						CC						KA							QE	
						CD						KB							QF	
						CE						KC							QG	
						DA						LA							QH	
						DB													QI	
						DC						MA							QJ	
						DD						MB							QK	
						EA						MC							QL	
						EB						MD							QM	
						EC						ME							QN	
						FA						MF							QO	
						FB						MG							RA	
						GA						MH							RB	
												MI							RC	
						HA						MJ							RD	
						HB						MK							RE	
						HC						ML							SA	
						HD						MM								
						HE						MN							TA	
						HF						MO							TB	
						HG						MP							TC	
						HH						MQ							TD	
						HI						MR							TE	
						HJ						MS							TF	
						HK						MT							UA	
						HL						NA								
						HM						NB							VA	
						HN						NC								
						HO						ND								

(保安業務区分)

供給開始時点検・調査  
 容器交換時等供給設備点検  
 定期供給設備点検

定期消費設備調査  
 周知  
 緊急時対応

緊急時連絡

3	保安機関		
3 - 2	一般消費者等の数の増加認可申請		
根拠法令	法第33条第1項、規則第35条第1項		
適用	1 既存の保安機関が、認定を受けた一般消費者等の数を増加しようとする場合 2 事業所を新設しようとする場合(既に事業者として認可を受けている区分に限る。)		
書類提出部数	1 部		
手数料	63 一般消費者等の数の増加認可申請手数料： 20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額		
必要書類	<table border="1"> <tr> <td> 1 一般消費者等の数の増加認可申請書 (規則様式第15)  2 増加する事業所の保安機関事業所内訳表(様式3-10)  3 保安業務計画書(規則様式第13)  4 保安業務資格者数算定表(様式3-4)及び保安業務用機器数算定表(様式3-5)  5 従事者資格一覧表(様式3-11)  7 損害賠償の支払能力を証する書面  8 事業所の位置、一般消費者等の範囲を示した図面(緊急時対応を行おうとする保安機関のみ) </td> <td>「3-1 保安機関認定申請 <u>必要書類</u> 」と同じ。</td> </tr> </table>	1 一般消費者等の数の増加認可申請書 (規則様式第15) 2 増加する事業所の保安機関事業所内訳表(様式3-10) 3 保安業務計画書(規則様式第13) 4 保安業務資格者数算定表(様式3-4)及び保安業務用機器数算定表(様式3-5) 5 従事者資格一覧表(様式3-11) 7 損害賠償の支払能力を証する書面 8 事業所の位置、一般消費者等の範囲を示した図面(緊急時対応を行おうとする保安機関のみ)	「3-1 保安機関認定申請 <u>必要書類</u> 」と同じ。
1 一般消費者等の数の増加認可申請書 (規則様式第15) 2 増加する事業所の保安機関事業所内訳表(様式3-10) 3 保安業務計画書(規則様式第13) 4 保安業務資格者数算定表(様式3-4)及び保安業務用機器数算定表(様式3-5) 5 従事者資格一覧表(様式3-11) 7 損害賠償の支払能力を証する書面 8 事業所の位置、一般消費者等の範囲を示した図面(緊急時対応を行おうとする保安機関のみ)	「3-1 保安機関認定申請 <u>必要書類</u> 」と同じ。		
<p>保安業務規程の変更となるので、同時に変更許可申請することが望ましい。(保安業務規程の内容に変更がなくても、添付書類の保安業務計画書が変更(追加)となるため。)</p> <p>販売事業者であって、事業所の増加による当該認可を受けた場合は、保安業務実施者に係る販売所等変更届が必要である。(規則様式第5の変更様式：様式2-5)</p> <p>保安機関が事業所を新設するにあたり、事業者として認定を受けていない区分が含まれる場合は、その認定を受けていない区分は、区分の追加として「保安機関認定申請」を行う必要がある(この場合、増加認可申請には追加区分は含めないで申請する)。また、区分追加に係る「保安機関認定申請」には、当該増加分の戸数を含めて申請することとなる。(増加分を含めて資格者や機器の算定を行う。)</p> <p>同一事業所で区分追加のための保安機関認定申請と増加認可申請を同時に行う場合、増加認可申請には追加区分を含めないで申請することとし、区分追加に係る保安機関認定申請には、当該増加分を含めて申請することとなる。(増加分を含めて資格者や機器の算定を行う。)</p> <p>増加認可は、更新に係る起算日にはならない。</p>			

3	保安機関
3 - 3	一般消費者等の数の減少届
根拠法令	法第33条第2項、規則第35条第2項
適用	1 既存の保安機関が、認定を受けた一般消費者等の数を減少した場合 2 事業所を廃止(他に既存の事業所(業務区分)がある場合に限る)した場合
書類提出部数	2部
必要書類	
1 一般消費者等の数の減少届書 (規則様式第16)	届出書中、「3 減少した一般消費者等の数」については、減少後の数とする。 なお、事業所の廃止による減少の場合には、「保安機関事業所(事業所(所在地))の廃止」等と記入する。
2 減少する事業所の「保安機関事業所内訳表」(様式3-10) 3 保安業務計画書 (規則様式第13)	減少する事業所分のみの記載とし、「一般消費者等の数」は減少後の数とする。 事業所廃止(他に既存の事業所がある場合)に係る減少届の場合は添付しなくて良い。
<p>保安業務規程の変更となるので同時に申請することが望ましい。(事業所廃止による減少の場合、保安業務計画書の添付は不要である。)</p> <p>販売事業者であって保安機関の認定を受けた事業所の一部を廃止した場合に、保安業務実施者(自社の他の保安機関事業所で行うこととした場合も含む)が変更となる場合は、販売所等変更届(様式2-5)が別途必要となる。</p> <p>A事業所において一般消費者等の数が減少し、同時にB事業所において一般消費者等の数が増加したことにより、合算して一般消費者等の数に変動がない場合は、減少するA事業所は減少届出が、増加のB事業所は増加認可申請が必要である。</p> <p>減少により保安業務区分が廃止となる場合は「保安業務廃止届」となる。</p> <p>減少と同時に同事業所の「増加認可申請」等を行う場合の「増加認可申請」等には、減少後の数で申請する必要がある。</p>	

3	保安機関
3 - 4	保安機関変更届
根拠法令	法第35条の4(法第8条準用)、規則第41条
適用	1 保安機関の氏名(法人にあつては保安機関名及び代表者の氏名)及び住所の変更(事業所の移転)があつた場合 2 事業所の所在地の変更(事業所の名称変更を除く)があつた場合
書類提出部数	2部
必要書類	
1 保安機関変更届書 (規則様式第20)	正当な理由がなく届出が遅れた(1カ月以上)場合は、遅延理由書(代表者の押印)を提出すること。
2 氏名、名称、代表者、住所等の変更の場合 ・必要に応じて求めることができる添付書類 ア 法人の場合 - 登記簿謄本 イ 個人の場合 - 住民票	添付書類は原本とする。
3 緊急時対応を行う事業所の所在地を変更した場合 ・事業所の位置及び一般消費者等の範囲を示した図面	「3-1 保安機関認定申請 必要書類 12」と同じ。
<p>事業所の所在地が変更になる場合は、保安業務規程の変更(保安業務計画書の内容変更)が必要となるので保安業務規程変更認可申請も併せて行う必要がある。</p> <p>販売事業者である保安機関が氏名又は名称(事業所名除く)及び事業所所在地を変更した場合は、本届出の他、販売所等変更届を提出する必要がある。また、当該保安機関に保安業務を委託している他の販売事業者も同様である。</p> <p>事業所の名称変更は、当該届出の対象外である。(更新認定で把握する。)</p>	

3	保安機関
3 - 5	保安機関承継届
根拠法令	法第35条の4(法第10条準用)、規則第42条
適用	保安機関の全部譲渡、相続、合併、会社分割により保安機関を承継した場合
書類提出部数	2部
必要書類	
1 保安機関承継届書(甲又は乙) (規則様式第21又は22)  ・申請者が法第30条に該当しないことを誓約した書面	正当な理由がなく届出が遅れた(1カ月以上)場合は、遅延理由書(代表者の押印)を提出すること。 使用様式 ・承継により国所管となる場合:(国)規則様式第21、(部局等)規則第22 ・上記以外の場合:(部局等)規則様式第21
(1) 事業の全部譲渡による場合 ・保安機関事業譲渡証明書(規則様式第22の2) ・事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面(具体的に営業権、店舗、従業員等について譲渡することが明記されていること。)	「2-4 販売事業承継届 必要書類 1(1)」と同じ。
(2) 個人事業者で相続による場合 2人以上の相続人の全員の同意による場合 ・保安機関相続同意証明書(規則様式第23) ・戸籍謄本 上記 以外の場合 ・保安機関相続証明書(規則様式第24) ・戸籍謄本	「2-4 販売事業承継届 必要書類 1(2)」と同じ。
(3) 法人で合併による場合 ・登記簿謄本	
(4) 法人で会社分割による場合 ・保安機関事業承継証明書(規則様式第24の2) ・事業の全部の承継があったことを証する書面(具体的に営業権、店舗、貯蔵施設、従業員等について譲渡することが明記されていること。) ・登記簿謄本	

3	保安機関
3 - 5 保安機関承継届	
<p>承継後の認定番号について  承継者が保安機関である場合は、承継者の認定番号となる。この場合、被承継者の保安業務区分に承継者が認定を受けていない区分がある場合は、4桁目から7桁目は承継者(譲受者)の番号とし、8桁目及び9桁目は両方の合わせた保安業務区分に対応する記号とする。</p> <p>対等合併及び新設合併の場合は新たな認定番号を付与する。  吸収合併の場合は と同様とする。</p> <p>承継者が保安機関でない者の場合は、被承継者の認定番号となる。ただし、複数の保安機関から承継を受ける場合は、新たな認定番号となる。  会社分割の場合は、被承継者の認定番号となる。</p> <p>承継と同時に保安機関の事業所等の変更を行う場合、事業所の名称変更についてのみ、その旨を付記したもので差し支えない。その他の変更については、保安機関変更届が必要である。</p> <p>法人格の変更による承継の場合、全ての事業体制が移行されとは限らないため、全部譲渡に該当するかどうかについて留意する必要がある。</p> <p>承継届を提出した場合は「保安機関の数の増加認可申請」は不要である。</p> <p>承継に伴い氏名等の変更が発生しても「保安機関変更届」の提出は必要ない。</p> <p>承継後の事業所名称については、届出様式では把握できないため、承継届の余白等に記載すること。</p> <p>複数の保安機関の合併により新設した法人等が承継する場合等、従前認可を受けた「保安業務規程」が複数存在することとなる場合は、「保安業務規程変更認可申請」を行い承継後の保安業務規程を明確化すること。</p> <p>保安機関でない者が1保安機関を承継する場合は、被承継者が認可を受けた「保安業務規程」が自動的に承継されるため「保安業務規程変更認可申請」は不要となる。</p> <p>保安機関である者の承継の場合は、基本的に「保安業務規程変更認可申請」は不要であるが、例えば、被承継者の保安業務規程が受託可能な内容で、承継者の保安業務規程が受託しない内容である場合等、承継者の保安業務規程で包括できないような場合は「保安業務規程変更認可申請」が必要となる。</p> <p>承継に係る事業所(保安業務区分)の認定の有効期間について  承継者が保安機関で、被承継者の保安業務も包括している場合は、承継者の有効期間とする。</p> <p>承継者が保安機関で、被承継者の保安業務区分を包括していない場合は、包括していない保安業務区分は被承継者の認定年月日を起算日とする有効期間とし、包括している保安業務区分は のとおりとする。</p> <p>吸収合併の場合は、 及び と同様とする。  保安機関の対等合併の場合は、保安業務区分毎にいちばん古い認定年月日を起算日とする有効期間とする。</p> <p>保安機関でない者が1保安機関を承継する場合は被承継者の認定年月日を起算日とする有効期間とする。  保安機関でない者が複数の保安機関を承継する場合は、 と同様とする。</p> <p>上記 ~ において、区分ごとに有効期間が違う場合であっても、最初に更新する区分等に合わせて更新申請することが可能である。</p>	

3	保安機関
3 - 6	保安機関廃止届
根拠法令	法第35条の4（法第23条準用）規則第43条
適用	1 保安機関が事業を廃止した場合 2 既に認定を受けている保安業務区分の廃止をした場合
書類提出部数	2 部
必要書類	
1 保安業務廃止届書(規則様式第25) 2 保安機関認定証の返納	保安機関が事業を廃止した場合は、認定証を添付させること。
認定番号通知	
保安業務区分の一部廃止による場合は、区分廃止後の認定番号を通知する。	保安業務区分の一部廃止の届出の認定番号は、4桁目から7桁目は同一番号とし、8桁目及び9桁目は廃止後の保安業務区分に対応する記号とする。
保安業務区分の一部廃止の場合は、保安業務規程の変更が必要となるので、同時に変更認可申請をすることが望ましい。	

3	保安機関
3 - 7	保安業務規程認可申請
根拠法令	法第35条、規則第39条
適用	新たに保安業務を開始しようとする場合
書類提出部数	1部
必要書類	
1 保安業務規程認可申請書 (規則様式第17)	
2 保安業務規程	規則第39条第2項各号の事項が定められていること。 保安業務規程(例)は、国の通達「保安機関の認定について」(H9.4.1付け平成09・03・31立局第78号)(法規集)を参照すること。 通達の記載例と同じでなくても規則第39条第2項各号の要件を満たしていればよい。
3 保安業務計画書 (規則様式第13)	規則第39条第2項第1号から第4号までの事項については、保安業務計画書の添付により代えること。(保安機関認定申請の際の保安業務計画書と同じものであること。)
保安業務規程の認可後でなければ、保安業務を行うことができない。	

3	保安機関
3 - 8	保安業務規程変更認可申請
根拠法令	法第35条、規則第39条
適用	次により既に認可を受けた保安業務規程の内容を変更しようとする場合 1 保安業務規程に記載されている保安業務の実施の方法、連絡の方法等の変更(規程本文の変更に限る。) 2 保安機関として行ふべき保安業務区分の追加又は廃止 3 保安業務に係る一般消費者等の数の増加又は減少 4 保安機関の事業所所在地変更 5 保安機関の承継(「承継届出時に本申請が必要となる場合」参照)
書類提出部数	1部
必要書類	
1 保安業務規程変更認可申請書 (規則様式第18)	
2 保安業務規程	「3-7 保安業務規程認可申請 必要書類 2」と同じ。 保安業務規程の「附則」に変更内容を記載すること。
3 保安業務計画書 (規則様式第13)	規則第39条第2項第1号から第4号までの事項については、保安業務計画書の添付により代えること。(保安機関認定申請(区分追加)、増加認可申請、減少届、保安機関変更届の際の最新の保安業務計画書と同じものであること。)
<p>承継届出時に本申請が必要となる場合  複数の保安機関の合併により新設した法人等が承継する場合等、従前認可を受けた「保安業務規程」が複数存在することとなる場合。  保安機関である者が他の保安機関を承継した場合で、例えば、被承継者の保安業務規程が受託可能な内容で、承継者の保安業務規程が受託しない内容である等、承継者の保安業務規程で包括できないような場合。</p> <p>事業所の名称変更は、本申請の対象外である。(更新認定で把握する。)</p> <p>保安業務資格者等の数や保安業務用機器の数等に増減があり、保安業務計画書の記載事項と異なることとなった場合でも、規則第31条に定める保安業務に係る技術的能力を満たしている場合は、本申請は不要である。(更新認定で把握する。)</p>	

3	保安機関
3 - 9	保安機関認定更新申請
根拠法令	法第32条、規則第34条
適用	すでに認定を受けている保安機関が5年毎の更新をしようとする場合
書類提出部数	1部
手数料	62 保安機関認定更新申請手数料： 14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
必要書類	
1 保安機関認定更新申請書 (規則様式第14)	更新期間は5年で、認定の満了する30日前までに更新手続きを行わなければならない。(北海道では、60日前から更新を受け付ける。)法第30号各号、同法第31条第3号及び第4号に係る適合状況、緊急時対応に係る一般消費者等の範囲に変更がないことが確認できる内容であること。
2 欠格事項に該当しないこと等を誓約した書面(様式3-13又は3-14)	役員及び構成員に変更がある場合であっても当該誓約書のみの提出で良い。
3 損害賠償の支払い能力を証する書面 (規則第30条第2項第3号) (1) (財)全国エルピーガス保安共済事業団又は全農の保険に加入の場合 ・LPガス業者賠償責任保険加入依頼引受証(写)又は付保証書 ・LPガス受託認定保安機関賠償責任保険加入依頼引受証(写)又は付保証書 (2) (1)以外の場合 ・損害賠償の支払能力を証する書面(様式3-9) ・保険証券の写し ・約款(普通・特別) ・領収書の写し	「3-1 保安機関認定申請 必要書類 7」と同じ。
4 保安業務計画書 (規則様式第13)	「3-1 保安機関認定申請 必要書類 9」と同じ。
5 従事者資格一覧表(様式3-11)	「3-1 保安機関認定申請 必要書類 11」と同じ。

3	保安機関
3 - 9 保安機関認定更新申請	
<p>認定番号は、更新前に付与していた番号を付与する。  ただし、所管部局等が変更になっている場合で、事業者からの申し出がある場合は、現在の所管部局等の新たな認定番号を付与することができる。</p> <p>保安業務資格者数及び保安業務機器数の適合性について確認する。</p> <p>更新の起算日の取り扱い  保安機関として最初の認定を受けた後に、追加の保安業務区分の認定を受けた場合は、それぞれの保安業務区分の認定を受けた日となる。  承継を行った事業所がある場合の起算日の取り扱いは、「3 - 5 保安機関承継届」の注意のとおり。  上記のように起算日が違う場合であっても、一括して最初の認定を受けた日でまとめて更新申請をすることも可能である。(更新手数料及び申請書作成の負担軽減となる。)  一般消費者の数の増加認可の日は、起算日の対象外である。</p> <p>更新認定に係る有効期間の始期は、前回の認定の有効期限の翌日となる。(土日祝日には関わりない。)(例：H16.8.9に認定を受けた者の有効期限は、H21.8.8(土)までとなり、更新認定の有効期間はH21.8.9(日)から5年間となる。)</p> <p>認定更新は、認定保安機関として現に受けている認定区分、一般消費者等の数、技術的能力及び方法等が同一の内容であることを確認するために行うものであり、新たな区分の追加や数の数の増加等を行うことはできない。(別途、保安機関認定申請や増加認可申請等が必要である。)</p>	

4	認定販売事業者
4 - 1	販売事業者認定申請
根拠法令	法第35条の6～第35条の10、規則第45条～第50条、 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示
適用	新たに液化石油ガス販売事業者の認定を受けようとする場合
書類提出部数	1部
手数料	64 保安確保機器設置等方法認定申請手数料： ア 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合 55,000円 イ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上1万戸未満の場合 80,000円 ウ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 110,000円
必要書類	
1 液化石油ガス販売事業者認定申請書 (規則様式第26)	「認定対象消費者」とは、保安確保機器が設置されかつ、期限管理されている一般消費者等をいう。 認定対象消費者数は、現地確認により照合する。 記載事項2は、集中監視センターのことであり、個々の一般消費者等のことではない。 「一般消費者等の数」のうち、「認定対象消費者の数」の割合が保安確保機器細目告示第4条の基準に達しているか確認する。
2 運営管理規程	保安確保機器細目告示第6条の事項が定められていること。 基本通達規則関係の別添「運営管理規程(例)」を参照すること。
3 集中監視システムの資料 センターが他社の場合、委託契約書写し。	集中監視システムの内容を確認するため、パンフレット等の資料を添付すること。
現地確認	
申請者に対する現地確認を行う。 【確認内容】 認定対象消費者 保安確保機器 期限管理 常時監視体制	、 は、リスト、保安台帳等で確認する。 はリスト等で確認する。 は交代要員がいるか、要員リスト、夜間当番対応当番表で確認する。
<p>次の事項の場合は、認定を取り消すこととなる。 保安確保機器の設置及び管理方法の基準に適合していない場合。 認定液化石油ガス販売事業者状況報告書(規則様式第27)の報告がなされていない場合。 (10日以上相当な期間を定めて催告しても期間内に報告がない場合。)( 毎事業年度経過後3月以内に報告の義務がある。 )</p>	
<p>(参考)【認定を受けた場合の特例措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務主任者の選任基準の緩和</li> <li>・点検、調査の周期の緩和(一部の項目について10年に1回以上)</li> <li>・緊急時出動範囲の緩和(認定対象消費者は半径40km以内)</li> </ul>	

5	貯蔵施設等
5 - 0 事務処理フローチャート	
適 用	事務処理の代表例
<div style="text-align: center;"> <p>貯蔵施設等設置(変更)許可申請(5-1)(5-2)</p> <p>↓</p> <p>許 可 証 交 付</p> <p>↓</p> <p>通 報 ( 消 防 長 、 公 安 委 員 会 )</p> <p>↓</p> <p>工 事 ( 設 置 )</p> <p>↓</p> <p>完 成 検 査 申 請 ( 5 - 4 )</p> <p>↓</p> <p>完 成 検 査</p> <p>↓</p> <p>検 査 合 格 ・ 検 査 証 交 付</p> <p>↓</p> <p>設 置 等 、 設 備 使 用 開 始</p> <p>↓</p> <p>貯 蔵 施 設 等 変 更 届 ( 5 - 3 )</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書類審査</div>	

5	貯蔵施設等
5 - 1	貯蔵施設等設置許可申請
根拠法令	法第16条、第16条の2、第36条、第37条、 規則第14条、第15条、第51条～第54条 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示
適用	最大貯蔵予定量3,000kg以上の貯蔵施設又は特定供給設備(容器：3,000kg以上、 貯槽：1,000kg以上)を設置しようとする場合
書類提出部数	1部
手数料	65 貯蔵施設等設置許可申請手数料： 21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備 の数を乗じて得た金額
必要書類	
1 貯蔵施設等設置許可申請書 (規則様式第28)	
2 貯蔵施設等の位置図、構造図、付近見取図 ・貯蔵施設説明書(様式5-2) ・特定供給設備明細書(様式5-3～5-6)	貯蔵施設は規則第14条、特定供給設備は規則 第53条(バルク以外)又は第54条(バルク)の基準 適合について審査する。 審査に当たっては、技術基準等細目告示及び次 の事項に留意して行う。 ・貯蔵施設：基本通達規則第11条関係、第14条関 係及び関係例示基準 ・特定供給設備：基本通達規則第53条関係、第54 条関係及び関係例示基準
(1)位置図(他の施設との関係位置含む。) (基本通達規則第51条関係)	販売所全体の平面図を用い、火気又は火気を取り 扱う施設との距離関係及び販売所との位置関 係等を明記してあること。
(2)構造図 (基本通達規則第51条関係)	貯蔵施設又は特定供給設備の平面図及び立面図 を用い、例えば、さく、へい、障壁、扉及び屋 根の構造(材質を含む)、貯蔵施設の寸法、換気 口の寸法及び設置位置、警戒標の設置位置等を 明示していること。 特定供給設備の構造図には、規則第21条の設備 の仕様等も含まれること。 保安物件が保安距離内にある場合(貯槽又はバル ク貯槽を地盤面下に埋設する場合を除く)は次の とおり取り扱うこと。 ・容器により貯蔵する場合は、貯蔵する貯蔵能力 が最大の容器の頂部と障壁の頂部を結んだ延長 線上に保安物件が掛かっていないことを明示す ること。 ・貯槽又はバルク貯槽により貯蔵する場合は、障 壁からいちばん遠い貯槽の肩と障壁の頂部を結 んだ延長線上に保安物件が掛かっていないこと を明示すること。
(3)付近見取図 (基本通達規則第51条関係)	最寄りの鉄道の駅等からの道順がわかるもの並 びに第一保安物件及び第二種保安物件からの距 離関係を明記していること。
3 消防長又は消防署長の意見書	

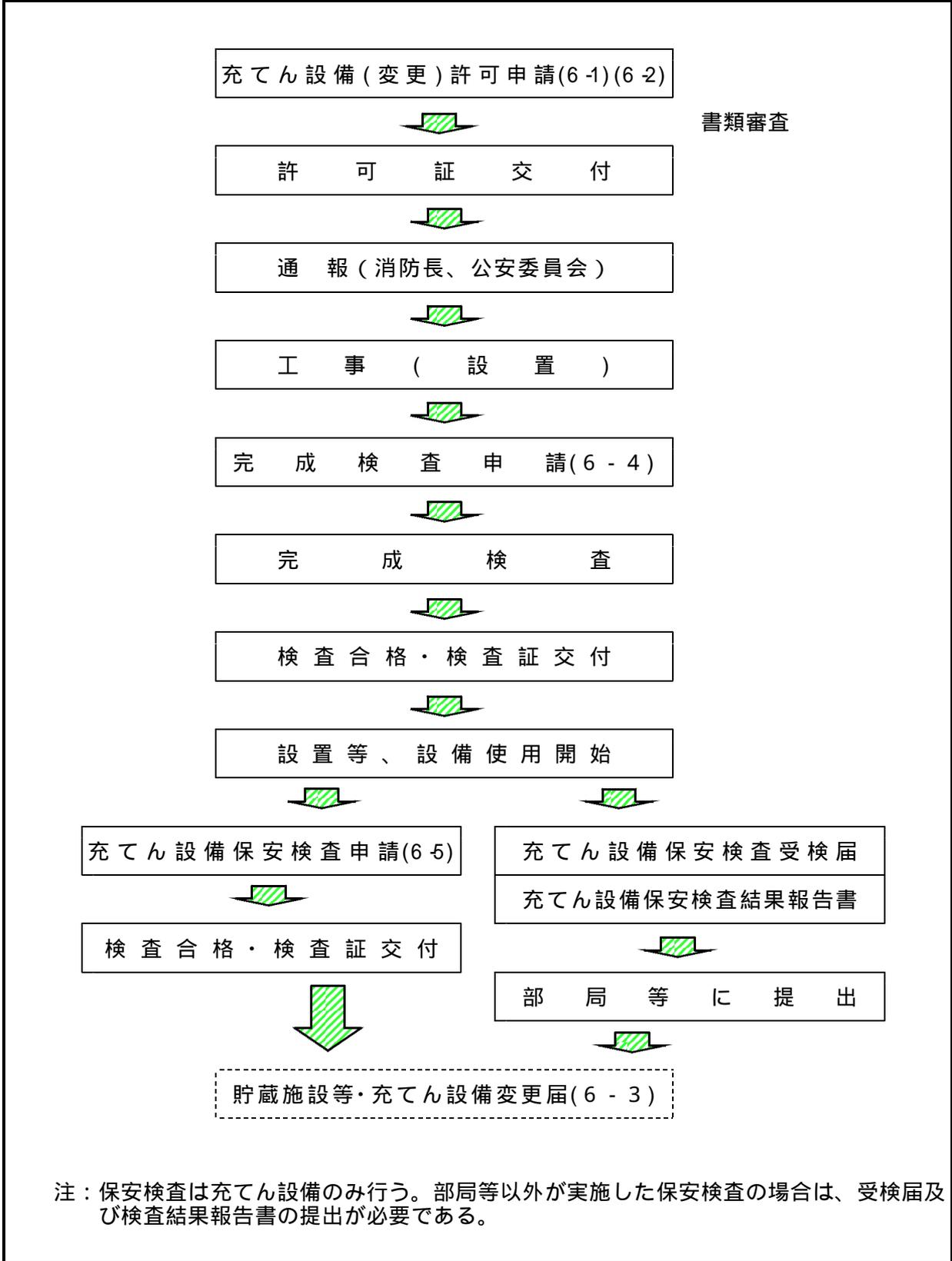
5	貯蔵施設等
5 - 1	貯蔵施設等設置許可申請
<p>法第10条により、貯蔵施設等を承継した場合は、新たに「設置」の許可を受ける必要はない。ただし譲り受けた場合は「設置」の許可を受けなければならない。</p> <p>第三者が所有している貯蔵施設又は特定供給設備を譲り受けた場合であって、当該貯蔵施設又は特定供給設備に変更を加えない場合、完成検査は不要となる。</p> <p>バルク貯槽、バルク容器は、安全弁、液面計、過充てん防止装置等の安全装置類の設置義務のほかにガス漏れ警報器の設置及び集中監視への接続が義務づけられている。(例外規定あり)</p> <p>保安距離内に保安物件がある場合の障壁の基準は、貯蔵能力が最大の容器(貯槽又はバルク貯槽を含む。)の頂部と障壁の頂部を結んだ直線の延長線上に保安物件が掛からないことが必要である。(単に1.8 m以上の高さがあれば良いということではない。)</p> <p>貯蔵施設等の換気口面積は、貯蔵施設の壁等の内側の寸法により算出する。</p> <p>貯蔵施設の警戒標の基準である規則第14条第1号の「外部から見やすいように」とは、当該貯蔵施設の何れの方角からもわかるようにすることをいい、例えば複数個の警戒標があれば良い。この場合、貯蔵施設が他の建物に近接している場合など、第三者が通常通行しないような面には掲示する必要がない。</p>	

5	貯蔵施設等
5 - 2	貯蔵施設等変更許可申請
根拠法令	法第37条の2第1項、規則第56条
適用	最大貯蔵予定量3,000 kg以上の貯蔵施設又は特定供給設備(容器:3,000kg以上、貯槽:1,000kg以上)の貯蔵設備等の位置、構造、設備、装置を変更しようとする場合
書類提出部数	1部
手数料	66 貯蔵施設等変更許可申請手数料: 17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
必要書類	
1 貯蔵施設等変更許可申請書 (規則様式第29)	
2 貯蔵施設等の位置図、構造図、付近見取図 ・貯蔵施設明細書(様式5-2) ・特定供給設備明細書(様式5-3~5-6)	「5-1 貯蔵施設等設置許可申請 <b>必要書類</b> 」と同じ。 当初の設置と変更までに相当の期間の経過が想定されるため、改めて当該図面を添付すること。
3 消防長又は消防署長の意見書	
<p>変更許可が必要な「貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更」とは規則第14条の基準に不適合になる可能性のある場合をいい、警戒標の付け替えや同一材料での屋根のふきかえは含まない。</p> <p>変更許可が必要な「特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更」とは、規則第53条及び規則54条の基準に不適合になる可能性のある場合をいい、同一材料での屋根のふきかえや同一製造事業者による同一型式の調整器、気化装置等の交換は含まない。</p> <p>軽微な変更(消火設備の変更、換気孔の増設、廃止)は除く。</p> <p>平成9年3月31日以前に設置された貯蔵施設を変更(軽微な変更を除く)する場合は、規則第1条第2項第6号二に追加された老人ホーム等の福祉施設が第一種保安物件となるので留意すること。ただし、軽微な変更の場合は、従前のとおりである。</p>	

5	貯蔵施設等
5 - 3	貯蔵施設等変更届
根拠法令	法第37条の2第2項、規則第58条
適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 貯蔵施設又は特定供給設備の消火設備を変更した場合</li> <li>2 貯蔵施設又は特定供給設備に係る換気孔を増設した場合</li> <li>3 貯蔵施設を撤去又は特定供給設備を廃止した場合</li> </ul>
書類提出部数	2部
必要書類	
1 貯蔵施設等変更届書 (規則様式第30)	<p>貯蔵施設(最大予定貯蔵量が3,000kg以上)又は特定供給設備の軽微な変更(撤去、廃止を含む)をした場合に適用する。(廃止の場合も変更届となる。)</p> <p>貯蔵施設で、許可が不要となる変更(最大貯蔵予定量が3,000 kg未満になるなど)や、法第11条ただし書きにより貯蔵施設を持たないこととした場合は、販売所等変更届の提出となる。届出は遅滞なくしなければならない。</p>
2 換気孔の位置又は構造等の変更の場合は係る図面	変更内容の確認のため、添付すること。

5	貯蔵施設等
5 - 4	貯蔵施設等完成検査申請
根拠法令	法第37条の3、規則第59条、第62条
適用	貯蔵施設又は特定供給設備が完成(変更を含む)し、完成検査を受けようとする場合
書類提出部数	1部
手数料	67 貯蔵施設等完成検査手数料： 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び68の項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額 68 貯蔵施設等変更完成検査手数料： 24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
必要書類	
1 貯蔵施設等完成検査申請書 (規則様式第31)	
検査	
申請設備の現地検査を行う。  < 書面検査 > 特定供給設備の場合 ・ 気化装置等の試験成績書(検査成績書) ・ 耐圧、気密試験等の検査記録表	許可申請(変更許可申請)どおりに完成しているか完成検査調書(様式5-7~5-11)により検査する。 ・ 貯蔵施設完成検査調書(様式5-7) (規則第62条別表第1) ・ 特定供給設備完成検査調書(容器)(様式5-8) (規則第62条別表第2) ・ 特定供給設備完成検査調書(貯槽)(様式5-9) (規則第62条別表第2) ・ 特定供給設備完成検査調書(バルク容器)(様式5-10) (規則第62条別表第3) ・ 特定供給設備完成検査調書(バルク貯槽)(様式5-11) (規則第62条別表第3)
完成検査証交付	
完成検査の結果、基準に適合している場合は、貯蔵施設等完成検査証(規則様式第32)を交付する。	
完成検査不要の場合	
1 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関(高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則の区分指定を受けた機関に限る)が検査をした場合	検査をした者は、検査結果報告書(規則様式第34)を、検査を受けた者は、受検届書(規則様式第33)を提出すること。
2 第三者が所有している貯蔵施設等を譲り受けた場合であって、当該貯蔵施設等に変更を加えない場合	この場合でも、貯蔵施設等の設置の許可は、別途受ける必要がある。

6	充てん設備
6 - 0	事務処理フローチャート
適 用	事務処理の代表例



6	充てん設備
6 - 1	充てん設備許可申請
根拠法令	法第37条の4第1項、規則第63条、第64条
適用	新たに充てん設備(新型バルクローリー、移動式製造設備(従来型ローリー))を設置しようとする場合
書類提出部数	1部
手数料	69 充てん設備許可申請手数料： 28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額
必要書類	
1 充てん設備許可申請書 (規則様式第35)	充てん設備は1台ごとの許可が必要である。 「充てん設備の使用の本拠」は、車庫をいう。 車庫がない場合には、当該充てん設備を使用していないときに通常置く場所とする。 許可対象の充てん設備には、新規に製作された場合のほか、第三者が所有している充てん設備の譲り受けの場合も含まれる。
2 充てん設備の仕様等 構造、設備及び装置、使用の本拠の所在地(車庫等)に関する事項を記載した書類	充てん設備は、図面及び規則第64条の基準に適合している(仕様書、図面等)こと。 なお、移動式製造設備(従来型ローリー)は、高圧ガス保安法の液化石油ガス保安規則第9条第1項の基準適用となる。(規則第64条第2項)
3 付近見取図 使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面	事業所内の他の施設との位置関係がわかるもの。 最寄りの鉄道の駅等からの道順がわかるもの並びに第一保安物件及び第二種保安物件からの距離関係を明記させたもの。
4 充てん作業講習修了証	充てん作業は、充てん作業講習を受講した者が行う必要があることから確認のため添付すること。
<p>一般消費者等供給用の場合は規則64条の基準に基づく許可、工業用消費者等供給の場合は高圧法に基づく許可を取得する必要があり、両用途に使用する場合は両方の許可が必要である。</p> <p>充てん設備の使用の本拠に掲げる警戒標は、規則第14条第1号のとおりであるが、この警戒標については、経済産業省から、車両の前後に取り付けた警戒標(「高圧ガス」&lt;高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則例示基準1.(第49条関係)&gt;)で良い。</p>	
<p>(参考) 「充てん設備」は、新型バルクローリー、及び移動式製造設備(従来型ローリー)を含んだ呼称である。</p> <p>「新型バルクローリー」は、誤発進防止装置・緊急停止装置(インターロック装置)等、高度な安全装置を備えたローリーであり、家庭用、業務用のバルク貯槽への供給に際し、保安距離の緩和、路上充てん可など大幅な規制緩和がなされている。</p>	

6	充てん設備
6 - 2	充てん設備変更許可申請
根拠法令	法第37条の4第3項(法第37条の2第1項準用)、規則第65条
適用	充てん設備の位置、構造、設備及び装置を変更しようとする場合 ただし、高圧ガス保安法液石則第2条第7号の移動式製造設備で所在地変更のみの場合は、当分の間、軽微な変更として取り扱う。(基本通達法37条の4関係)
手数料	70 充てん設備変更許可申請手数料：19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
必要書類	
1 充てん設備変更許可申請書 (規則様式第36)	本申請は、規則第64条第1項(新型バルクローリー)又は規則第64条第2項(従来型ローリー)の基準に不適合となる可能性のある場合とし、軽微な変更の場合は除く。
2 充てん設備の構造、装置を変更した場合 ・充てん設備の仕様、構造、設備及び装置に関する事項を記載した書類	「6-1 充てん設備許可申請 <b>必要書類</b> 」と同じ。
3 充てん設備の本拠の所在地を変更した場合 ・付近見取図 ・本拠の所在地の付近の状況を示す図面 ・車庫等の構造図	

6	充てん設備
6 - 3	充てん設備変更届
根拠法令	法第37条の4第3項(法第37条の2第2項準用)、規則第66条、第67条
適用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 液化石油ガスの通る部分の取替え(同型式のものに限る)た場合</li> <li>2 液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替えた場合</li> <li>3 充てん設備を撤去した場合</li> <li>4 所在地を変更した場合(当分の間)(高压ガス保安法第5条の許可を受けているものに限る。 高压ガス保安法の許可を受けていない場合は「変更許可」となる。)</li> </ol>
書類提出部数	2 部
必要書類	
1 充てん設備変更届書 (規則様式第37)	<p>「同型式のものに限る」とは、同一製造事業者による同一型式のことであり、仕様又は性能が変更となるものは、変更許可申請となる。</p> <p>「液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備」とは、規則第64条の基準に係るもの以外のことであり、例えば、シャーシー部分の取り替え等がこれに当たる。</p> <p>届出は遅滞なく行わなければならない。</p>
2 変更の内容が確認できる書面	変更の内容を確認するため、添付すること。

6	充てん設備
6 - 4	充てん設備完成検査申請
根拠法令	法第37条の4第4項(法第37条の3第1項準用)、規則第68条
適用	充てん設備が完成(変更を含む)した場合
書類提出部数	1部
手数料	71 充てん設備完成検査手数料：36,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額 72 充てん設備変更完成検査手数料：27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
必要書類	
1 充てん設備完成検査申請書 (規則様式第38)	
検査	
申請設備の現地検査を行う。 <書面検査> ・弁類等の認定試験者試験等試験成績書 (検査成績書) ・耐圧、気密試験等の検査記録表	許可申請どおりであるか完成検査調書により検査する。(規則第71条別表第4) 規則第64条の基準に適合しているか検査する。 ・充てん設備完成検査調書(新型)(様式6-2)(規則第64条第1項設備) (規則第71条別表第4) ・充てん設備完成検査調書(従来型)(様式6-3)(規則第64条第2項設備) (規則第71条別表第4)
完成検査不要の場合	
1 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関(高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則の区分指定を受けた機関に限る。)が検査をした場合	検査をした者は、検査結果報告書(規則様式第41)を、検査を受けた者は、受検届書(規則様式第40)を提出する必要がある。
2 第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合であって、当該充てん設備に変更を加えていない場合	この場合でも、充てん設備の許可は、別途受ける必要がある。

6	充てん設備
6 - 5	充てん設備保安検査申請
根拠法令	法第37条の6、規則第81条、第84条
適用	充てん設備について1年に1回の保安検査を受けようとする場合
書類提出部数	1部
手数料	73 充てん設備保安検査手数料： 27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
必要書類	
1 充てん設備保安検査申請書 (規則様式第44)	
検査	
1 申請設備の現地検査を行う。 ・自主検査記録表等の書面検査を行う。 ・充てん作業者の講習修了証を確認する。 ・帳簿を確認する。	<p>検査は充てん設備保安検査調書による(規則第84条別表第4)。 規則第64条の基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充てん設備保安検査調書(新型)(様式6-4)(規則第64条第1項設備) (規則第84条別表第4)</li> <li>・充てん設備保安検査調書(従来型)(様式6-5)(規則第64条第2項設備) (規則第84条別表第4)</li> </ul> <p>申請書は前回の保安検査証交付の日(保安検査を受けたことのない場合は、最初の完成検査証交付の日)から11月を超えない日までに提出すること。</p> <p>充てん作業者の講習受講状況を確認する。 規則第131条第3項に基づく帳簿の記載・保管状況について確認する。</p>
完成検査不要の場合	
<p>高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関(高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則の区分指定を受けた機関に限る。)が検査をした場合は検査不要である。</p>	<p>検査をした者は、充てん設備保安検査検査結果報告書(規則様式第47)を、検査を受けた者は、充てん設備保安検査受検届書(規則様式第46)を提出する必要がある。</p>
<p>使用を休止した設備で、その旨届出を受けている場合は、前回の保安検査を受けた日から再び使用しようとする日までの期間が1年以上であるものは、再び使用しようとするときまで保安検査は行わない。</p> <p>液化石油ガス法と高圧ガス保安法の両法の許可を受けている設備について、液化石油ガス法の保安検査を受ければ高圧ガス保安法の保安検査は不要である。</p>	

7	設備工事
7 - 1	液化石油ガス設備工事届
根拠法令	法第38条の3、規則第86条～第88条
適用	設備工事業業者が次の液化石油ガス設備工事をした場合 1 貯蔵能力500kgを超える供給設備を規則第86条の対象の建築物に設置又は変更の工事をした場合(特定供給設備を除く) ・供給管の延長を伴う工事 ・貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事
書類提出部数	3部
必要書類	
1 液化石油ガス設備工事届書 (規則様式第48)	工事をした場合は、遅滞なく届けること。 規則第18条又は第19条の基準に適合しているか審査する。
2 配管平面図	配管系統(埋設配管の明示)を明確にすること。 マイコンメーター、耐震自動ガス遮断装置、ガス漏れ警報器等安全機器、燃焼器具の設置箇所をできる限り明示すること。
3 貯蔵設備図(集合装置図)	供給設備(容器等)の位置、配置及びその供給管の系統に係る図面とする。
4 設備明細書 ・貯蔵設備明細書(500kg超～1,000kg未満)(様式7-2) ・貯蔵設備明細書(1,000kg超～3,000kg未満)(様式7-3) ・バルク容器明細書(500kg超～1,000kg未満)(様式7-4) ・バルク容器明細書(1,000kg超～3,000kg未満)(様式7-5) ・バルク貯槽明細書(地上設置)(様式7-6) ・バルク貯槽明細書(地下埋設)(様式7-7)	
5 気密試験結果 (調整器とガスメーターの間の供給管)	8.4kPa以上及び0.15MPa以上(2段式減圧の場合の調整器間)のチャート紙(写)等の記録を添付。
<p>対象建築物の「共同住宅」とは、アパート、マンション等の集合住宅であって、同一建築物内に3世帯以上入居する構造のものをいう。(基本通達規則86条関係)</p> <p>屋外に設置(置場内に設置するものを除く)するバルク貯槽又はバルク容器を2以上近接して設置する場合でも、配管等で連結していない独立した設備の場合は、それぞれの基準を満たせば問題ない。(相互に干渉しないという技術的判断に基づくもの。)</p> <p>容器又は貯槽の場合は、別系統にしないことを原則とするが、やむを得ず別系統にする場合は、合算した貯蔵量を考慮した保安距離、火気距離を確保すること。</p>	

7	設備工事
7 - 2	特定液化石油ガス設備工事事業開始届
根拠法令	法第38条の10第1項、規則第112条
適用	特定液化石油ガス設備工事の事業を行う場合
書類提出部数	2部
必要書類	
1 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書 (規則様式第56)	事業所ごとに事業の開始の日から30日以内に届出なければならない。 当該工事事業者とは、規則第111条の工事の施工を実際に行う者をいう。 「配管図面の保存の場所」とは、例えば設備工事店の事務所の戸棚又はロッカー等と具体的に記載すること。 「分類の方法」とは、例えば、「記録はカードに記載して液化石油ガス設備工事をした消費者名をアイウエオ順に分類して保存する」、「配管図は施工工事の日付順にかつ記録と対応してアイウエオ順に分類整理する」など具体的に記載すること。
2 自記圧力計の数	法第38条の13の器具の備付けによる。
3 設備士免状(写)	事務所員(免状所有者全員)の液化石油ガス設備士免状(写) 講習受講状況を確認する。
他の設備工事業者を承継した場合、被承継者は廃止届、承継者は開始届の提出が必要となる。	

7	設備工事
7 - 3	特定液化石油ガス設備工事業変更届
根拠法令	法第38条の10第2項、規則第114条
適用	次の事項に変更があった場合 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 事業所の名称及び所在地 3 工事の記録と配管図面の保存の場所及び分類の方法 4 液化石油ガス設備士の氏名 5 自記圧力計の数
書類提出部数	2部
必要書類	
1 特定液化石油ガス設備工事業変更届書 (規則様式第57)	当該事項を変更した場合は、遅滞なく届け出ること。
2 液化石油ガス設備士の変更の場合 ・設備士免状(写)	講習受講状況を確認する。
3 氏名、名称、住所等の変更の場合、 ・法人の場合 - 登記簿謄本 ・個人の場合 - 住民票	登記簿謄本で記載されていない支店の場合は、移転が確認できる他の書類で代用する。(登記内容証明書、賃貸契約書など)

7	設備工事
7 - 4	特定液化石油ガス設備工事業廃止届
根拠法令	法第38条の10第2項、規則第114条
適用	事業を廃止した場合
書類提出部数	2部
必要書類	
1	特定液化石油ガス設備工事業廃止届書 (規則様式第58)
<p>他の設備工事業者を承継した場合、被承継者は廃止届、承継者は開始届の提出が必要となる。</p>	

8	免 状							
8 - 1	液化石油ガス設備士免状交付、再交付、書替え交付申請							
根 拠 法 令	法第38条の4、第38条の4の2、規則第95条、規則第97条、規則第98条							
適 用	液化石油ガス設備士免状の交付、再交付、書替え交付を受けようとする場合							
手 数 料	74 液化石油ガス設備士免状交付手数料： 3,300円 75 液化石油ガス設備士免状再交付手数料： 2,300円 76 液化石油ガス設備士免状書換え手数料： 1,200円 77 液化石油ガス設備士試験手数料： 20,700円（電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、20,200円）							
必 要 書 類								
(以下は高圧ガス保安協会の事務)								
1 免状交付申請の場合		高圧ガス保安協会の様式とする。						
<ul style="list-style-type: none"> <li>液化石油ガス設備士免状交付申請書</li> <li>法第38条の4第2項に該当する者であることを証明する書類 <table border="1" data-bbox="236 846 730 1041"> <tr> <td>試験合格者</td> <td>設備士試験合格通知書又は合格証明書(いずれの場合も原本)</td> </tr> <tr> <td>講習修了者</td> <td>設備士講習修了証(原本)</td> </tr> <tr> <td>知事認定者</td> <td>液化石油ガス設備士認定証(原本)</td> </tr> </table> </li> </ul>		試験合格者	設備士試験合格通知書又は合格証明書(いずれの場合も原本)	講習修了者	設備士講習修了証(原本)	知事認定者	液化石油ガス設備士認定証(原本)	
試験合格者	設備士試験合格通知書又は合格証明書(いずれの場合も原本)							
講習修了者	設備士講習修了証(原本)							
知事認定者	液化石油ガス設備士認定証(原本)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>写真2枚(2.5cm×2.5cm)</li> </ul>		交付申請前6月以内に撮影した無帽、正面上半身像の無背景のもの。 裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載する。						
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請手数料</li> </ul>		試験合格者は受験地の、講習修了者は居住地の、知事認定者にあっては認定した都道府県の収入証紙を貼付欄に貼り付ける。						
2 免状再交付申請の場合		高圧ガス保安協会の様式とする。						
<ul style="list-style-type: none"> <li>液化石油ガス設備士免状再交付申請書</li> <li>写真2枚(2.5cm×2.5cm)</li> </ul>		同上						
<ul style="list-style-type: none"> <li>交付された免状</li> </ul>		紛失以外の場合は添付させる。						
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請手数料</li> </ul>		免状交付を受けた都道府県の収入証紙を貼り付ける。						
3 免状書替え申請の場合		高圧ガス保安協会の様式とする。						
<ul style="list-style-type: none"> <li>液化石油ガス設備士免状書替え申請書</li> <li>交付された免状</li> <li>書換の理由を証明する書類 <table border="1" data-bbox="236 1675 730 1899"> <tr> <td>氏名変更の場合</td> <td>戸籍抄本等の原本又は写し</td> </tr> <tr> <td>住所変更の場合</td> <td>住民票等の原本又は写し</td> </tr> <tr> <td>住居表示変更の場合</td> <td>住居表示変更通知書、住居表示変更証明書のいずれかの原本又は写し</td> </tr> </table> </li> </ul>		氏名変更の場合	戸籍抄本等の原本又は写し	住所変更の場合	住民票等の原本又は写し	住居表示変更の場合	住居表示変更通知書、住居表示変更証明書のいずれかの原本又は写し	
氏名変更の場合	戸籍抄本等の原本又は写し							
住所変更の場合	住民票等の原本又は写し							
住居表示変更の場合	住居表示変更通知書、住居表示変更証明書のいずれかの原本又は写し							
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請手数料</li> </ul>		免状交付を受けた都道府県の収入証紙を貼り付ける。 住居表示変更による書換の場合の手数料は不要である。						

8	免 状
8 - 1	液化石油ガス設備士免状交付、再交付、書替え交付申請
<p>本事務は、高圧ガス保安協会に事務を委託して実施している。</p> <p>再交付と書替えを同時に行う場合は、再交付申請書類に書換えの理由を証明する書類(上記3中の書替えの理由を証明する書類)を添付し申請する。この場合の申請手数料は、再交付申請手数料のみである。</p> <p>申請書の提出先 〒105 - 8447  東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス  高圧ガス保安協会 試験センター (電話 03 - 3436 - 6106)</p> <p>返信用封筒及び返信用郵送料等は不要である。</p> <p>できるだけ簡易書留で送付すること。</p>	

8	免 状
8 - 2	液化石油ガス設備士免状の自主返納
根拠法令	(平成13年11月2日付け 資源第516号通知)
適 用	液化石油ガス設備士免状を返納する場合
提出書類部数	1 部
必要書類	
	1 液化石油ガス設備士免状返納届出書 (様式8-1) 2 返納する免状
免状の自主返納を行った場合であっても、免状交付を受ける資格(試験合格者又は講習修了者であることの資格)は維持されることから、返納後に設備士免状が必要になったときは、新規に免状交付申請を行うことにより設備士免状の交付を受けることができる。(道の取り扱い)	

8	免 状
8 - 3	液化石油ガス設備士認定申請
根 拠 法 令	法第38条の4第2項第3号、規則第93条、規則第94条
適 用	試験合格又は講習修了者と同等以上の知識及び技能を有している認定を受けようとする場合
提出書類部数	1 部
必 要 書 類	
1 液化石油ガス設備士認定申請書 (規則様式第50)	申請書中、「4 該当する要件」欄には、「配管設備工事監督者認定を受け、かつ、液化石油ガス設備士特別講習を受講」などと記入する。
2 配管設備工事監督者認定書の写し	配管設備工事監督者の確認は、本庁の「配管設備工事監督者認定証交付台帳」により確認する。 紛失等により添付できない場合も同様とする。
3 講習修了証の写し	「液化石油ガス設備士特別講習修了証」により講習を受けていることを確認する。 紛失している場合は、高圧ガス保安協会から再発行されることとなっているため、再交付を受けてから申請すること。

8	免 状
8 - 4	液化石油ガス消費設備調査員資格認定証明申請
根拠法令	(平成12年7月12日付け、資源第380号通知)
適用	消費設備調査員証の紛失、汚損、氏名の変更により認定証明書の交付を受ける場合
提出書類部数	1 部
必要書類	
1 液化石油ガス消費設備調査員資格認定証明申請書(様式8-4)	
2 写真 2枚(2.5cm×2.5cm)	申請前6月以内に撮影した無帽、正面上半身像の無背景のもの。 裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。
3 戸籍謄本又は戸籍抄本(氏名変更の場合)	
4 交付された「消費設備調査員証」(汚損又は氏名変更の場合)	
<p>液化石油ガス法施行規則の一部を改正する省令(平成8年通商産業省令第63号)の施行(H9.4.1)に伴い、「消費設備調査員証」を交付する規定が廃止となったが、従前、知事から「消費設備調査員証」の交付を受けていた者からの「再交付」に対応するため「液化石油ガス消費設備調査員認定証明書」を交付する扱いとしているもの。(H12.7.12、資源第380号通知)</p> <p>調査員証交付の確認は、添付の調査員証(汚損又は氏名変更の場合)及び調査員証交付台帳による。</p> <p>当初交付者が他部局の場合は、当該部局に申請させる。(交付台帳を管理している部局が所管)</p> <p>手数料は不要である。</p>	



10	事故
10-1	事故調査報告書、事故届
根拠法令	高圧ガス保安法第63条第1項、液石則第96条、規則第133条、北海道液化石油ガス関係事故措置要綱(H19.5.31)(以下「要綱」という。)
適用	液化石油ガス法に係る事故が発生した場合
報告・出勤等	
1 事故の速報 電話により速やかに所在地部局等に報告するとともに、必要に応じ、警察、消防等に報告すること。 消費機器が事故原因と疑われる場合は、産業保安監督部にも報告すること。	LP事故であるか不明の場合は、確認が得られるまでLP事故として対応すること。(ただし、不明である旨を明言)
2 事故届の提出 事業者は事故届書(液石則様式第57)を提出すること。	
<p>C級事故の場合の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・C級事故(軽度の事故)の場合は、開庁日に速やかに報告すること。</li> </ul> <p>B級以上事故の場合の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・B級以上の事故(大きな事故)で勤務時間外の場合は、別表の夜間休日連絡先に報告すること。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(B級以上の事故)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>死者1名以上</li> <li>重傷者2名以上</li> <li>軽傷者6名以上</li> <li>人身被害で ~ と同等以上の被害</li> <li>多大な物的被害(直接被害総額約1億円以上)</li> <li>発生形態、災害の影響程度、被害の態様、テレビ新聞等の取扱等社会的影響が大きいもの</li> </ul> </div> <p>消費者安全法上の消費者事故の場合における緊急連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者安全法上の重大事故等の場合は、B級事故相当の対応を行うこと。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(重大事故等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の死亡事故、30日以上を負傷・後遺症、CO中毒</li> <li>火災その他の著しく異常な事態</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(消費者事故等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商品・役務・施設等により消費者に被害が発生した事故</li> </ul> </div> <p>消費者安全法上の重大事故の疑いがあるとして報告した事故で、後日、一酸化炭素中毒の疑いが無いこと又はガスに起因する事故ではないことが判明した場合、産業保安監督部から取り下げ依頼の提出を要請されることがある。その場合は、取り下げ依頼書(様式10-1)を提出すること。</p>	

10	事故
----	----

10 - 1 事故調査報告書、事故届

部局等の高圧ガス、LPガス緊急時連絡先（H22.4.1現在）

部局等	平日日中		夜間休日	
	電話番号	窓 口	電話番号	窓 口
札幌市	0 1 1 - 2 1 5 -2 0 8 0	札幌市消防局警 防部指令課	2 1 5 -2 0 8 0	札幌市消防局警防 部指令課
石狩	0 1 1 - 2 0 4 -5 8 2 9	商工労働観光課	2 0 4 -5 0 0 0	本庁舎守衛室
渡島	0 1 3 8 - 4 7 -9 4 6 0	〃	4 7 -9 4 0 0	支庁警備室
檜山	0 1 3 9 - 5 2 -6 6 4 2	〃	5 2 -6 5 0 0	〃
後志	0 1 3 6 - 2 3 -1 3 6 4	〃	2 3 -1 3 0 0	〃
小樽事務所	0 1 3 4 - 2 2 -5 5 2 5	小樽商工労働事 務所	0 1 3 6 - 2 3 -1 3 0 0	〃
空知	0 1 2 6 - 2 0 -0 0 6 2	商工労働観光課	2 0 -0 2 0 0	〃
上川	0 1 6 6 - 4 6 -5 9 4 1	〃	4 6 -5 9 0 0	〃
留萌	0 1 6 4 - 4 2 -8 4 4 2	〃	4 2 -8 4 0 4	〃
宗谷	0 1 6 2 - 3 3 -2 9 2 6	〃	3 3 -2 5 1 6	〃
オホーツク	0 1 5 2 - 4 1 -0 6 3 7	〃	4 1 -0 6 0 3	〃
胆振	0 1 4 3 - 2 4 -9 5 9 1	〃	2 4 -9 9 0 0	〃
日高	0 1 4 6 - 2 2 -9 2 8 2	〃	2 2 -9 0 3 0	〃
十勝	0 1 5 5 - 2 6 -9 0 4 5	〃	2 6 -9 0 0 5	〃
釧路	0 1 5 4 - 4 3 -9 1 8 3	〃	4 3 -9 1 0 0	〃
根室	0 1 5 3 - 2 3 -6 8 2 9	〃	2 4 -0 2 5 7	〃

11	立入検査								
11-1	立入検査、行政指導、処分								
根拠法令	法第13条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項、第22条、第25条、第26条、第34条第3項、第35条第3項、第35条の2、第35条の3、第35条の5、第35条の10第1項、第35条の10第2項、第37条の5第3項、第37条の7第1項、第37条の7第2項、法第82条、法第83条、法第83条の2、法第90条、								
適用	次の事業所等に立ち入りし、帳簿、その他必要な物件の検査等を行い、必要に応じて行政指導・処分等を行う。 1 液化石油ガス販売事業者 2 保安機関 3 器具販売事業者 4 充てん事業者 5 特定液化石油ガス設備工事事業者								
目的	<p>事業者の保安業務状況及び法違反状況等を把握する。</p> <p>立入検査の実施時期</p> <table border="1"> <tr> <td>液化石油ガス販売事業者、保安機関</td> <td>3年～4年毎を目処</td> </tr> <tr> <td>器具販売事業者(都市ガス用機器の販売含む)</td> <td>必要に応じて、又は販売事業者、保安機関に立入を行った際</td> </tr> <tr> <td>充てん事業者</td> <td>保安検査時</td> </tr> <tr> <td>特定液化石油ガス設備工事事業者</td> <td>必要に応じて、又は液化石油ガス販売事業者への立入検査時</td> </tr> </table>	液化石油ガス販売事業者、保安機関	3年～4年毎を目処	器具販売事業者(都市ガス用機器の販売含む)	必要に応じて、又は販売事業者、保安機関に立入を行った際	充てん事業者	保安検査時	特定液化石油ガス設備工事事業者	必要に応じて、又は液化石油ガス販売事業者への立入検査時
液化石油ガス販売事業者、保安機関	3年～4年毎を目処								
器具販売事業者(都市ガス用機器の販売含む)	必要に応じて、又は販売事業者、保安機関に立入を行った際								
充てん事業者	保安検査時								
特定液化石油ガス設備工事事業者	必要に応じて、又は液化石油ガス販売事業者への立入検査時								
立入検査	<p>・検査は、日時等をあらかじめ販売所、事業所に連絡して行う。ただし、緊急を要する場合などは、抜き打ち検査とする。</p> <p>連絡事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡者職・氏名</li> <li>・立入検査員職・氏名</li> <li>・立入検査日時</li> <li>・対応者職・氏名の確認</li> </ul>								
検査結果検討	<p>検査結果を検討し、文書指導以上の処分・指導に該当する場合は、決済後行政処分・指導を行う。</p> <p>文書警告以上の行政処分等の場合は、関係者(代表者、役員等)を来庁させ、行政処分書等を手交する。  この場合、始末書、改善計画書、措置済書等を提出させる。(改善結果を確認して完結とする。)</p>								